

一 国土利用計画法施行規則（昭和四十九年総理府令第七十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（令第六条第七号の国土交通省令で定める場合） 第三条 国土利用計画法施行令（以下「令」という。）第六条第七号の国土交通省令で定める場合は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項第十三号に掲げる場合とする。</p>	<p>（令第六条第七号の国土交通省令で定める場合） 第三条 国土利用計画法施行令（以下「令」という。）第六条第七号の国土交通省令で定める場合は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項第七号の二又は第七号の三に掲げる場合とする。</p>